



40歳以上のみんなが保険料を納めます



第1号被保険者

65歳以上の方の保険料

保険料は所得によって分かります

- 65歳以上の方の保険料は、市町村の介護サービス費用がまかなえるよう算出された、「基準額」をもとに決まります。
- 津山市の平成24年度～26年度の「基準額」は**58,920円(年額)**です。
- 「基準額」は所得段階の「第6段階」の額にあたります。
- その「基準額」をもとに、所得によって1～10段階の保険料に分かれます。

所得段階	対象となる方	保険料の調整率	保険料 (年額)
第1段階の方	●生活保護受給者の方 ●老齢福祉年金受給者※1で、世帯全員が市町村民税非課税の方	基準額×0.50	29,460円
第2段階の方	世帯全員が市町村民税非課税の方で、前年の合計所得金額※2と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額×0.50	29,460円
第3段階の方	世帯全員が市町村民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超えるが120万円以下の方	基準額×0.65	38,290円
第4段階の方	世帯全員が市町村民税非課税の方で、第2段階、第3段階に該当しない方	基準額×0.75	44,190円
第5段階の方	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額×0.75	44,190円
第6段階の方	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税の方で、第5段階に該当しない方	基準額×1.00	58,920円
第7段階の方	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の方	基準額×1.13	66,570円
第8段階の方	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上で190万円未満の方	基準額×1.25	73,650円
第9段階の方	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上で400万円未満の方	基準額×1.50	88,380円
第10段階の方	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上の方	基準額×1.75	103,110円

※1 老齢福祉年金 明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた方、または大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた方が受けている年金です
 ※2 合計所得金額 「所得」とは、実際の「収入」から「必要経費の相当額」を差し引いた額です



第2号被保険者

40～64歳の方の保険料

加入している医療保険によって決め方、納め方が違います

	決め方	納め方
国民健康保険の方	所得や世帯にいる40～64歳の介護保険対象者の人数によって決まります。	医療保険分と介護保険分を合わせて、国保の保険料として世帯主が納めます。
職場の健康保険の方	健康保険組合、共済組合など、加入している医療保険の算定方式にもとづいて決まります。	医療保険分と介護保険分を合わせて、健康保険料として給与から差し引かれます。

納め方は 特別徴収 と 普通徴収 の2通りに分かります

特別徴収

年金が年額18万円以上の方は
年金から天引きになります

- 保険料の年額が、年金の支払い月に年6回に分けて天引きされます。

天引きの対象となる年金

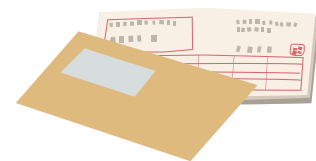
- 老齢(退職)年金 ●遺族年金 ●障害年金
- ※老齢福祉年金については天引きの対象とはなりません

普通徴収

年金が年額18万円未満の方は
納付書で個別に納めます

※老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金を受給していない方、または老齢福祉年金を受給している方も含みます。

- 津山市から送付される納付書にもとづいて、取り扱い金融機関で納めます。



本来、年金から天引きになる「特別徴収」の方でも、一時的に納付書で納める場合があります。

- 保険料が増額になった

増額分を納付書で納めます

- 年度途中で65歳になった
- 年度途中で老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金の受給が始まった
- 年度途中で他の市町村から転入した
- 保険料が減額になった
- 年金が一時差し止めになった

社会保険庁等から特別徴収の対象者として把握される月(4月・10月・12月・2月)のおおむね6カ月後から天引きになります。ただし、6月・8月は10月と同じ時期(翌年4月)となります。それまでは、納付書で納めます。



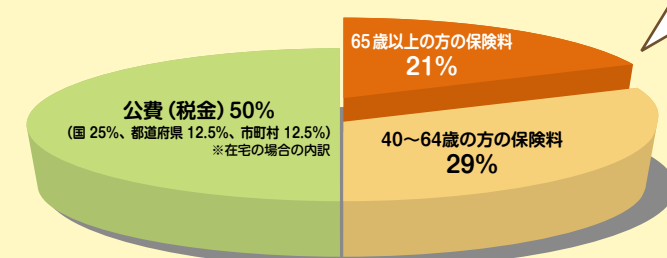
保険料を滞納すると？

災害など、特別な事情がないのに、保険料の滞納が続く場合、未納期間に応じて給付が一時差し止めになったり、利用者負担が1割から3割になったりする措置がとられます。保険料は必ず、お納めください。

困ったときは、介護保険の窓口へ…



介護保険料の財源は？



介護保険料は、介護が必要な方の介護サービス費用などをまかなうために使われます。介護保険の財源でみると、全体の21%が65歳以上の方の保険料となっています。

